## 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち 建築工事(1)

徳島県県土整備部営繕課



┣━┫<sup>株式</sup> 宮建築設計 MIYA Architect's Office

課	長	副課長	課長補佐	課長補佐	係	長	課	員	担	当

図面番号 図面名称	図面番号 図面名称	図面番号 図面名称	図面番号 図面名称
A-000 表紙	A-051 壁詳細図	A-105 建具詳細図 (3)	A-159 防球フェンス詳細図(1)(別途工事)
A-001 図面リスト	A-052 1階平面詳細図 (1)	A-106 アルミ建具詳細図(1)	A-160 防球フェンス詳細図 (2)
A-002 共通仕様書 (1)	A-053 1階平面詳細図 (2)	A-107 アルミ建具詳細図(2)	A-161 防球ネット詳細図 (1)
A-003 共通仕様書 (2)	A-054 1階平面詳細図(3)	A-108 アルミ建具詳細図 (3)	A-162 防球ネット詳細図 (2)
A-004 共通仕様書(3)	A-055 1階平面詳細図 (4)	A-109 アルミ建具詳細図 (4)	A-163 防球ネット詳細図 (3)
A-005 建築工事特記仕様書 (1)	A-056 2階平面詳細図(1)	A-110 アルミ建具詳細図 (5)	A-164 衝擊緩衝材詳細図 (1)
A-006 建築工事特記仕様書 (2)	A-057 2階平面詳細図(2)	A-111 アルミ建具詳細図 (6)	A-165 衝擊緩衝材詳細図 (2)
A-007 建築工事特記仕様書 (3)	A-058 2階平面詳細図 (3)	A-112 アルミ建具詳細図(7)	A-166 昇降機設備詳細図(1)
A-008 建築工事特記仕様書 (4)	A-059 2階平面詳細図 (4)	A-113 アルミ建具詳細図 (8)	A-167 昇降機設備詳細図 (2)
A-009 建築工事特記仕様書 (5)	A-060 3階平面詳細図(1)	A-114 アルミ建具詳細図(9)	A-168 昇降機設備詳細図 (3)
A-010 建築工事特記仕様書 (6)	A-061 3階平面詳細図(2)	A-115 移動間仕切り詳細図(1)	A-169 昇降機設備詳細図 (4)
A-011 建築工事特記仕様書 (7)	A-062 3階平面詳細図(3)	A-116 移動間仕切り詳細図 (2)	A-170 1階サインキーブラン
A-012 建築工事特記仕様書 (8)	A-063 3階平面詳細図 (4)	A-117 移動間仕切り詳細図 (3)	A-171 2階サインキープラン
A-013 建築工事特記仕様書 (9)	A-064 4階平面詳細図(1)	A-118 移動間仕切り詳細図 (4)	A-172 3階サインキーブラン
A-014 耐震·耐風圧 天井補強 特記·要領図	A-065 4階平面詳細図(2)	A-119 部分詳細図(1)	A-173 4階サインキープラン
A-015 建築工事補足仕様書(1)	A-066 4階平面詳細図 (3)	A-120 部分詳細図 (2)	A-174 サイン詳細図 (1)
A-016 建築工事補足仕様書 (2)	A-067 4階平面詳細図(4)	A-121 部分詳細図 (3)	A-175 サイン詳細図(2)
A-017 建築工事補足仕様書 (3)	A-068 展開図(1)	A-122 部分詳細図 (4)	A-176 仮設計画図(1)
A-018 工事区分図	A-069 展開図(2)	A-123 部分詳細図(5)	A-177 仮設計画図 (2)
A-019 公園全体配置図	A-070 展開図(3)	A-124 部分詳細図 (6)	A-178 外備計画図(1) (別途工事)
A-019 公園主体配值図 A-020 配置図	A-071 展開図(4)	A-124 即对計劃図(6) A-125 部分詳細図(7)	A-179 外備計画図 (2) (別途工事) A-179 外備計画図 (2) (別途工事)
A-021 規況図	A-072 展開図 (5)	A-126 部分詳細図 (8)	A-180 外構計画図 (3) (別途工事)
A-021	A-072 展用図(5) A-073 展開図(6)	A-127 部分詳細図 (9)	A-180
A-023 建築面積 求積図・面積表	A-074 展開図 (7)	A-128 1・2 階手摺キープラン	A-182 外構詳細図 (1) (別途工事)
A-024-1 延床面積 求積図・面積表 (1)	A-075 展開図(8)	A-129 3・4 階手摺キープラン	A-183 外構詳細図(2) (別途工事)
A-024-2 延床面積 求積図・面積表(2)	A-076 展開図(9)	A-130 屋根詳細図(1)	A-184 外構詳細図(3) (別途工事)
A-024-3 延床面積 求積図・面積表(3)	A-077 展開図(1 0)	A-131 屋根詳細図 (2)	A-185 屋外スローブ詳細図 (1)
A-024-4 延床面積 求積図・面積表(4)	A-078 展開図(1 1)	A-132 屋根詳細図(3)	A-186 屋外スローブ詳細図(2)
A-025 仕上表 (特記)	A-079 水廻り詳細図(1)	A-133 屋根詳細図 (4)	A-187 屋外スローブ詳細図 (3)
A-026 仕上表 バックネット裏スタンド	A-080 水廻り詳細図(2)	A-134 屋根詳細図(5)	A-188 1階法規チェック図
A-027 寸法基準図	A-081 水廻り詳細図 (3)	A-135 屋根詳細図(6)	A-189 2階法規チェック図
A-028 1 階平面図	A-082 水廻り詳細図(4)	A-136 エキスパンションジョイント詳細図(1)	A-190 3階法規チェック図
4-029 2 階平面図	A-083 水廻り詳細図 (5)	A-137 エキスパンションジョイント詳細図(2)	A-191 4階法規チェック図
A-030 3 階平面図	A-084 水廻り詳細図 (6)	A-138 エキスパンションジョイント詳細図 (3)	A-192 工事仮設用地盤改良図
A-031 4 階平面図	A-085 水廻り詳細図(7)	A-139 観客席詳細図(1)	
A-032 屋根伏図	A-086 水廻り詳細図(8)	A-140 観客席詳細図(2)	
A-033 ピット平面図	A-087 水廻り詳細図(9)	A-141 観客席詳細図(3)	
A-034 立面図(1)	A-088 水廻り詳細図(1 O)	A-142 観客席詳細図(4)	
A-035 立面図(2)	A-089 水廻り詳細図(1 1)	A-143 観客席詳細図(5) (別途工事)	
A-036 断面図(1)	A-090 1階天井伏図	A-144 観客席詳細図 (6)	
A-037 断面図 (2)	A-091 2階天井伏図	A-145 観客席詳細図 (7) (別途工事)	
A-038 矩計図 (1)	A-092 3階天井伏図	A-146 観客席詳細図 (8) (別途工事)	
A-039 矩計図 (2)	A-093 天井開口・天井点検口リスト	A-147 観客席詳細図(9)	
A-040 矩計図 (3)	A-094 1階建具キープラン	A-148 観客席詳細図 (1 O) (別途工事)	
A-041 矩計図 (4)	A-095 2階建具キープラン	A-149 断熱範囲図	
A-042 矩計図 (5)	A-096 3階建具キープラン	A-150 防水範囲図(1)	
A-043 矩計図 (6)	A-097 建具工事特記仕樣書	A-151 防水範囲図(2)	
A-044 階段詳細図(1)	A-098 建具表(1)	A-152 屋根·4階雨水排水系統図	
A-045 階段詳細図(2)	A-099 建具表 (2)	A-153 3階雨水排水系統図	
A-046 階段詳細図(3)	A-100 建具表 (3)	A-154 2階雨水排水系統図	
A-047 階段詳細図 (4)	A-101 建具表 (4)	A-155 1階雨水排水系統図	
A-048 階段詳細図 (5)	A-102 建具表 (5)	A-156 ピット雨水排水系統図	
A-049 階段詳細図 (6)	A-103 建具詳細図(1)	A-157 バックネット詳細図(1)	
A-050 階段詳細図 (7)	A-104 建具詳細図 (2)	A-158 バックネット詳細図(2)	
設計者	法適合確認欄 検証者 設計番号 特 記	体自用目上軟件如供送器	●図面番号
	上 版在版 42.14000 4.14000		
- 線建築士         - 線建築士         - 線建築士         - 線建築士         - 線建築士         - 線建築士           第286776号         第298249号         第386121号         第000000号         第313833		徳島県県土整備部営繕課 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事 (第1 工区) ●図面名	A − 001  AZUSA SEKKEI Architects, Reglaser & Consultants ARCH PART PART PART PART PART PART PART PART

章  項目	特記事項	章 項目		章 項目	特 記 事 項
I. 工事概要		7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を 選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努め		◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても
章 1. 工事名称	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)		なければならない。なお,請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については,徳島県内 に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に,県内業者を選定しない理由を配した		併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められ た場合には、速やかに提出すること。
2. 工事場所	鳴門市撫養町立岩四枚61番地		理由書を事前に監督員に提出しなければならない。		□ ○受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
般 3. 建物概要 #	建物名称 鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」 構造・規模 RC造一部S造 地上4階・地下0階 敷地面積 261,079.98 (m2)		新してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)		●仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
通 事 4. 工事種目 項	延床面積   19,413.67 (m2)   消防法施行令別表第1の区分   1項イ   工事 概要     連挙丁事(第1 T区)   内野スタンドのうちパックネット事スタンド	8. 施工体制台帳及び 施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及 び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存すると ともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施		<ul> <li>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</li> <li>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や</li> </ul>
			エの分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 警備業者の記載  受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4) 運搬業者の記載		受交往目は、上骨を放直とする場合にお出た。所作時代のいて、「下来制に配上す駅を埋成し、間候が 資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュ シート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等 により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険 が予想されるときは、作業を中止すること。 ②作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議するこ
5. その他	大型映像装置改修工事 大型映像装置改修工事、太陽光発電パネル工事 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく 特例措置の対象工事である。		受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及 び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約		と。
II. 営繕工事共通仕			日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。		<ul><li>◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を 施設管理者と協議すること。</li></ul>
項 目 1. 適用基準	特 記 事 項 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記に よる。		(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しな ければならない。		○給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水パルブの止水状況を確認する とともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協
	- 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	9. 電気保安技術者等	<ul> <li>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</li> <li>事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</li> <li>◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</li> </ul>	11. 交通安全管理	議すること。  ②輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
	<ul> <li>公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)</li></ul>	10. 施工中の安全確保	<ul><li>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</li></ul>		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	また,次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。 ① 建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。) ② 建築改修工事監理指針(令和4年版) ③ 電気設備工事監理指針(令和4年版) ④ 機械設備工事監理指針(令和4年版)		◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顧写真を添付すること。		を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・選積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・連積数車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不
2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書 (②から⑤に対するもの) ② 補足説明書 ③ 建築工事特配仕様書(営籍工事共通仕様書を含む)、補足仕様書		<ul> <li>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</li> <li>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係</li> </ul>	12. 発生材の処理等	当に害さないこと ・通積載による遠法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある
	④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等		法令に従い適切に処理すること。		(1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、 報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、 工事実績情報サービス (コリンズ) に基づき、工事実績情報として「登録のための確認の お願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登 録しなければならない。		(仮設材設置を含む) 着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設		用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要 網その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管す る場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12 条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐ
	(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。		物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう		こと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特配仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
	(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変		な措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。		(4)建設発生土の処理については、各専門特配仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」 による。 (5)解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員
	更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、 速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ローブ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
4. 工程表	なの、変更時とじゅん上時の間が10日間に満たない場合は、変更時の使示を有暇できる。 受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内 に提出すること。		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当 該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況につ いて、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければ		(7)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書 (様式3),産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されてい るか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特配仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。		ならない。  ○受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移 動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作 業員により確認しなければならない。		監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。  ③アスペスト (1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスペスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、
6. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。		◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置 (ブームの格納忘れを防止(蓍報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を 原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。		受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与( あり・ なし )。 (2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により
	<ul><li>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</li><li>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</li></ul>		原則使用しなけれはならない。なお、使用できない場合は季削に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。		(と) 宇初向となれた東京は「中本学院学社体育(建築工学報)には「及び八気/万末的正法により 行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスペスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。
	設計者 法適合確認欄	検証者 設計番号	转 配		●図面番号
一級建築士     一級建築士       第286776号     第298249号		17992	徳島県県土整備部営繕課 徳島県鳴門総合運動公園野球場で	女集工事のうち建築工事(第1工区)	A − 002
第286776号     第298249号       液邊 和幸     土生 達哉	第386121号     第000000号     第313839号     第6211号       山本 匡希     梅垣 大雅     池田 葵     高原 正行     浅山 明     外山	博文	● <b>図面名</b> 共通仕様書(1)		● 館尺 - 株式会社 梓散計 関西支社 過差對土等高所登録 大阪 (7) 第323 4号 - 過差對土等高所登録 意為易以等登録第11050号

章 項	目 特 i	記事項	章 項目		特 記 事 項	章 項目		特記事項	
章一章一般共通事項	<ul> <li>●建設・イク・ できる できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまます。 できまます。 できままます。 できままます。 できままます。 できまままままままます。 できまままままままままままままままままままままままままままままままままままま</li></ul>	「資源有効利用促進法」という。)及び建設工下「建設リサイクル法」という」。)に基づく  認業に属する事業を行う者の再生資源の利用に  名令(旧3.10.25建設省今第19号)第8条で規定  22条で規定される工事(以下一定規模以上の  、(二次製品を含む。)、土砂・砕石、加熱アス、(二次製品を含む。)、土砂・砕石、加熱アス、(二次製品を含む。)、土砂・砂石、加熱アス、(二次製品を含む。)、1、土砂・砕石、加熱アス、(一財)日本建設情報総合センに  2. (このBRIS」という。)により再生資源利用計画  建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る  1. (基準) 1. (1. (2. 5) 2. (2. 5) 2. (3. 5) 3. (4. 5) 3. (4. 5) 3. (4. 5) 3. (4. 5) 3. (4. 5) 3. (4. 5) 3. (4. 5) 3. (4. 5) 3. (4. 5) 3. (5. 5) 3. (6. 5) 3. (6. 5) 3. (7. 5) 3.	章 項目	・ 大大大 で と可に	オ料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品 オを使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材 に対し、特段の理由がある場合はこの限りであるのとする。 対について、県内産資材であることの別を施工計画書に記 会に登録を使用できない理由を施工計画書に記載すると共 に登録を使用できない理由を施工計画書に記載すると共 に製造した。不詳を使用している製品 に、製造した製品し、一次 を関当するもの) の産出の原材料を使用している製品 に、製造した製品し、一次 を関当なされた製品 に、製造した製品も、県内の工場で加工、製造した製品も県内産 を関連する示方書等の基準を満たす資材、製 があっても、県内の工場で加工、製造した製品も県内産 を関連する示方書等の基準を満たす資材、製 が表する場合は、県内企業調度 を対した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産 を対した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産 を関連する示方書等の基準を満たす資材、製 が表する場合は、県内企業調度を対ちない。また、県内企業調度 を対する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理 を有するよう努めなければならない。また、県内企業調度 を対する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理 を有する場合は、県内企業調達を受けた関する場合に、原則として、「種島県土木工事用 のの再資源化施設、廃棄物の処理及び清掃に関す 15条第1項に基づく許可を有する施設(同則をして使用 がを使用するときは、原則として、「種島県土木工事用 別を使用するときは、原則として、「種島県土木工事用 別を使用するときは、原則として、「種島県土木工事用 別を使用するときは、原則として、「種島県土木工事用 別を使用するときは、原則として、「種島県土木工事用 別を使用するときは、原則として、「種島県土木工事用 別を使用するときは、原則として、「種島県土木工事用	章 項目 16. 建設機械等 17. 遠隔臨場の試行 18. 工事看板等	第4年	(記) 日本 (記)	上排記 という はい こ 県場で に関う はい に こ スタ出   を持つな   ・
13. 材料・製品	所要の品質及び性能を有するものとする。  ②受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、計画書及びその証明となる資料を監督員の不提りあるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASの材料で、JIS又はJASの材料で、JIS又はJASの材料で、JIS又はJASの材料で、JIS又はJASの材料で、JIS又はJASの材料で、JIS又はJASの材料で、JIS又はJASの材料で、JIS又はJASの有数点、各専門特配仕様書中、「評価の人物、基準の表別で、基準ので、基準ので、基準ので、基準ので、基準ので、基準ので、基準ので、基準の	品質及び性能に関して記載された工種別施工出しなければならない。ただし、設計図書に定り表示のあるものを使用する場合又はあらかじでない。 と記載されているものは、一般社団法人最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新材を使用する場合並びにコンクリート打設用型を使用しなければならない。ただし、特段の理育成した木材」のことであり、「徳島県内の森。であることが「産地認証」された木材に事について、県産木材以外の木材を使用する場工計画書に記載すると共に、確認資料を事前にない、県産木材以外の木材を使用する場工計画書に記載すると共に、確認資料を事前にない。ま、村認証機構から発行される「産地認証証を島県木材認証機構から発行される「産地認証証を島県木材認証機構から発行される「産地認証証を島県木材認証機構から発行される「産地認証証を島県木材認証機構から発行される「産地認証証をより難い場合は木材調達先の産地及び相手のなければならない。	15. 施工	発性の可型剤を使用し、ホルム、イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	使用して作られた家具、書架、実験合、その他の什器等ないか、発散が極めて少ないものとする。  D 納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難標化記載の「疑義に対する協議等」による。  D で、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。  如に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、 D の必要な処置をとること。  D て忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直に施し、それに要する費用は受注者の負担とする。  現上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者に提出すること。  こ定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の工程に進むこと。  こ定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の工程に進むこと。  い工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	20. 設計変更箇所確認 21. 工事検査及び技術検査	● かすい仮設トイレのこと。  ② 散計事務所になることが表表事によりでは、 書面により確認する。 を実施するものとできる。 当万円未満 3千万円以上「使円未満 1億円 人工事とは、低、低人・出一般人 査空やかいに、当時後速や かいに、 当前後速や かいに、 1 (注) 低入札工事とは、低、低人・出一般人 査空やが部分を実施が部分を実施が高かいた。 ②外壁改作者を表示されば、 1 (注) 低、 1 (注) 征、	工事となった場合は、原則として次表のまだし、工事検査員が認める場合は、一般がに、工事検査員が認める場合は、一般ができます。	注者が作成する設計変更箇別的に確認すること。 工事監理業務受注者ととも 実施回数以上の中間検査 入札工事 1回 2回 2回 3回 落札した工事をいう。 点で行うものとし、契約 ことができる。 坑工事完了後、中間検査 こよる出来形等の現場確
一級建築士		法適合確認欄	検証者 設計番号 17992	特配	<ul><li>徳島県県土整備部営繕課</li><li>●工事名</li><li>徳島県鳴門総合運動公園野球</li></ul>	場改築工事のうち建築工事(第1工区)	●図面番号 A — 003	<b>↑</b> AZUSA SEKKEI	▶●┫╬╛宮建築設計
第286776号	第298249号 第386121号 第0000	000号 第313839号 第6211号			●図面名 共通仕様書(		●箱尺 -	Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社	MIYA Architect's Office
渡邉 和幸	土生 達哉 山本 匡希   梅垣 大雅   池田	英   高原   正行   浅山   明   外	小山 博文 山外	·	/\W L 1% II \	•	-	一級建築士事務所登録 大阪(ワ)第3234号	一級建築士事務所查録 着島県知事登録第11050号

	th on the sta	*		· # n + a	<b>±</b>	· • •		64 80 W VS	
章   現 日   <u>現</u> 22. 完成図等	特 記 事 項 1 ②電子納品:対象	1 項目		<u>    特 記 事 項</u>	章	項目		特 記 事 項	
章	<ul> <li>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、 設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。) すること。</li> <li>◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部) (サイズ:監督員から別途指示がある場合を除き、原</li> </ul>								
 共 通	図版とする) - 工事写真(写真帳1部(着手前及び完成写真),電子データ2部) - 使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付),電子データ2部) - 保全に関する資料  ②しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。								
項	しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。								
	◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の 出来形が写真で的確に確認できること。								
	◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。         区 分 サイズ         着 手 前 カラー、手札版又はサービスサイズ         施 エ 中 カラー、手札版又はサービスサイズ         完 成 写 真 カラー、手札版又はサービスサイズ								
	<ul><li>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</li><li>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</li></ul>								
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。								
24 1 11 17 17 17	◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。								
24. 火災保険	◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条) (1)対象物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。								
	(2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事・コンクリート躯体工事・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) (3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、 請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当 額を付保する。 (4) 保険終期								
	工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 する。 (5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。								
25. 公共事業労務費調査	象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に配入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、 受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様 とする。								
	公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう, 受注者は, 労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は, 当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。								
26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除									
	(3) 受注者は、発注者及び所轄の蓄察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。								
一級建築士 一級建築士	設計者	<b>食証者</b> 設計番号 17992	特配	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築3	「事のうち強筌工事(第1T区)	●図面番号 A — 004	<b>↑</b> AZUSA SEKKEI	▶●┫╬╛宮建築設計
第286776号 第298249号	第386121号 第000000号 第313839号 第6211号				● <b>図面名</b> 共通仕様書(3)		●箱尺 -	Architects, Engineers & Consultants 株式会社 椊設計 関西支社	MIYA Architect's Office
渡邉 和幸 土生 達哉	山本 匡希   梅垣 大雅   池田 葵   高原 正行   浅山 明   外山	博又			八是压挤自(0)		-	一級建築士事務所登録 大阪(ワ)第3234号	一級建築士事務所登録 德島県知事登録第11050号